

アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP 利用規約

アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP 利用規約（以下「本規約」という）は、アランマーレ秋田のサポートショップとしてご協賛いただく法人の取扱条件を定めるものである。入会する会員（以下、「甲」という。）は、アランマーレ秋田を運営する株式会社プレステージ・インターナショナル（以下、「乙」という。）が作成する本規約に同意するものとします。

第1条 適用範囲

本規約は、乙が運営する「アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP」（以下、「本会」という）に関して、甲による利用の一切に適用するものとする。

第2条 入会方法

1. 甲は、乙が指定する申込書（ウェブサイト上の申込フォームを含む。以下、「本申込書」という）を乙へ提出し、乙が承諾の意思表示をし、乙の指定口座への入金確認をもって本会へ入会するものとする。

第3条 会員区分と入会特典

1. 本会の会員区分は次のように区別する。
 - ①シルバー会員
 - ②ゴールド会員
 - ③プラチナ会員
2. 甲は、入会後に乙より入会特典として、下記権利や物品を受け取ることができる。（以下、これらを総称して、「入会特典」という）
 - ①Google マップを使ったマイマップ機能にて店舗情報掲載権
 - ②販売促進企画(以下、「販促企画」という。)の実施権利
 - ③ミニのぼり・ステッカー
 - ④アランマーレ秋田公式サイトへの店舗情報掲載権
 - ⑤「アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP」の名称使用权
3. ゴールド会員は上記入会特典に追加して次の入会特典を受け取ることができる。
 - ①アランマーレ秋田公式サイトへの店舗情報掲載時リンク挿入(以下、「ゴールド会員特典」という。)
4. プラチナ会員は入会特典とゴールド会員特典に追加して次の入会特典を受け取ることができる。
 - ①アランマーレ秋田公式サイトへの店舗情報掲載時の画像掲載権利(以下、「画像掲載権」)
 - ②ホームゲーム会場でのチラシ配布(以下、チラシ配布権という)(以下、これらを総称し

て、「プラチナ会員特典」という。)また、画像掲載権を行使するには、店舗外観、店舗内装、商品写真といった店舗情報に関連するものを乙へ提供する場合に限る。

5. 乙へ写真提供する際、いかなる場合も著作権やといった法律、倫理観に反しないものと乙が判断した場合に掲示する。
6. チラシ配布権を行使する場合は、乙が乙指定の情報を取りまとめ、アランマーレ秋田のホームゲーム会場で配布することとする。

第4条 年会費

1. 年会費は会員区分によって異なる。
3. 本会への入会金として別途甲が定める年会費を、乙が指定する方法により支払うものとする。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。
4. 甲の故意又は重過失による場合を除き、乙の主催試合の中止その他事由の如何を問わず、甲は、前項に基づき支払った本年会費の返還を請求することができないものとする。

第5条 入会の承認及び取消

1. 甲の入会を承諾するか否かは、乙の裁量によるものとする。
2. 乙からの承諾後に甲が第6条第2項のいずれかに該当していることが判明した場合、乙は甲へ事前に通知することにより、その甲の登録を抹消し、甲の資格を取り消すことができるものとし、その場合甲は受領した特典を返却しなければならないものとする。

第6条 入会資格

1. 甲は、以下の条件を有することを必要とする。
 - (1) 飲食・小売・サービス業、その他 BtoC 事業を営む者であること
 - (2) 前号の事業が実店舗を有すること
 - (3) 本会への入会が適切と乙が判断していること
2. 甲が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することができません。
 - (1) 入会または申込時の記載事項に虚偽、誤記等がある場合
 - (2) 甲が実在しない場合
 - (3) 甲の承諾なくして他人が申込んだ場合
 - (4) 甲、役員もしくは従業員が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業(以下、「暴力団等」という)その他これらに準じる者、または、これらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明した場合
 - (5) 公序良俗に反する業態の店舗
 - (6) 対面接客できない店舗(通信販売、店舗や事務所を構えていない業態等)
 - (7) 期間限定で営業している店舗・施設等(チャレンジショップ、期間イベント等)
 - (8) 法律、条例、条約に違反、もしくはそのおそれのある店舗・施設等

- (9) 公的指導や警察の摘発を受けた反社会的性格の店舗・施設等
- (10) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業のうち 1 号営業（キャバレー等）、4 号営業（パチンコ等）、または性風俗関連特殊営業に当てはまる業態の店舗・施設等
- (11) 甲、役員もしくは従業員が暴力団等を不当に利用し、または暴力団等に資金、便宜を提供し、その他暴力団等と社会的に非難されるべき行為を行った場合
- (12) 過去に入会及び退会を繰り返し、それらが不適切なものであると乙が判断した場合
- (13) 入会申込をした時点で乙との間での何らかの支払いを怠っている場合、または過去に支払いを怠ったことがある場合
- (14) 甲からの退会申出以外の理由により、過去に登録が抹消されている場合
- (15) 甲の住所地(乙からの送付物の送付先)が日本国外である場合
- (16) 本規約に違反した場合
- (17) その他、不適當であると乙が認める場合

第7条 免責

1. 地震、台風、戦争、津波その他の不可抗力により、適時に本会の特典を受けることができなくなった場合、または本会の特典の提供が不能となった場合には、これにより生じた損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。
2. 前項に定める不可抗力が生じた場合、乙は甲に対して、遅滞なくその旨を通知すると共に、適切な措置を講じるべく協議を行うものとする。

第8条 有効期間及び更新

1. 会員資格の有効期間は、乙が入会を承諾した日から翌3月末日までとする。
2. 乙が指定する期日までに甲からの退会連絡がない場合には、会員資格は次年度の4月1日から1年間更新されるものとする。また、以降の年度においても同様とする。
3. 甲は、入会申込時に別途定める本会の会費を乙に対し、乙指定の方法で支払うものとする。また、有効期間が更新された場合、更新後の会費を支払うものとする。

第9条 譲渡等の禁止

甲は、本規約に基づく甲としての地位を、いかなる第三者(以下「第三者」という。)に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第10条 会員情報の利用目的

1. 乙は、会員情報を以下の目的で利用することができるものとする。
 - (1) 本サービスの提供のため

- (2) 乙及び第三者の商品等の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
 - (3) 乙及び第三者の商品等の広告または宣伝(ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む。)のため
 - (4) 料金請求、課金計算のため
 - (5) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - (6) アンケートの実施やマーケティングデータの調査、統計、分析のため
 - (7) 決済サービス、物流サービスの提供のため
 - (8) 新サービス、新機能の開発のため
2. 乙は甲に対し、乙又は第三者の広告又は宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信することができるものとする。

第 11 条 会員情報の第三者提供

乙は、以下に定める場合には、会員情報を第三者に提供することができるものとする。

- (1) 甲の同意がある場合
- (2) 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- (3) 甲が乙に対し支払うべき料金その他の金員の決済を行うために、金融機関、クレジットカード会社、回収代行業者その他の決済またはその代行を行う事業者の開示する場合
- (4) 乙が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
- (5) 乙の権利行使に必要な場合
- (6) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合
- (7) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

第 12 条 会員情報の変更

- 1. 甲は、事業名(店舗名・屋号・商号など)、担当者名、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等入会申込時の記載事項に変更があった場合、また提供した画像や資料に修正があった場合、すみやかにその内容を乙に届け出ることとする。
- 2. 甲は、前項の届出を怠ることにより発生する入会特典など送付物の再発送料金等をすべて負担するものとする。
- 3. 2 回以上にわたり送付物が甲に届かない場合、乙では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止することができるものとする。

第 13 条 販促企画の実施

- 1. 甲は、アランマーレ秋田ファンクラブの会員証、または試合の入場券を呈示することと

引き換えにする販促企画、アランマーレ秋田の試合結果に連動する販促企画、その他乙の承認する販促企画(以下これらを総称して、「販促企画」という。)を、甲の費用と責任において実施することができるものとする。ただし、アランマーレ秋田のプレーオフ進出、レギュラーシーズン優勝、プレーオフ優勝、皇后杯優勝等、レギュラーシーズン以外の結果を記念する販促企画を実施することはできないものとする。

2. 甲は、入会申込時に販促企画の計画を乙へ事前に相談するものとする。また、販売企画の変更を希望する場合には、実施の一週間前までに乙に通知するものとする。

3. 甲は、販促企画の実施を公表する場合には、販促企画の実施期間及び乙が販促企画には責任を負わない旨を明示するものとする。

4. 甲は、販促企画の実施を公表した場合には、乙の承認を得ない限り、販促企画を中止してはならないものとする。

5. 甲は、販促企画の実施にあたって景品表示法、個人情報保護法その他の法令を遵守するものとする。

第14条 自己責任の原則

1. 甲は販促企画に関して一切の責任を負うものとし、乙は販促企画の実施を承認した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

2. 販促企画に関連して、甲が第三者に対して損害を与えた場合、又は甲と第三者との間で紛争が生じた場合、甲は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、乙に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとする。

3. 甲は甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

第15条 「アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP」の名称の使用

1. 甲は、入会特典として「アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP」の名称を店舗内に限定して掲出することができるものとする。

2. 甲は、自社の社名、店舗名および企業ロゴ、店舗ロゴの一部として「アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP」の名称を使用することはできないものとする。

3. 甲は、「アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP」の名称の使用停止を乙から求められた場合、即座に使用を停止するものとする。

4. 「アランマーレ秋田 SHIPMATE SHOP」の名称は、第1項に定める以外の方法でこれらを使用してはならないものとする。

5. 甲は、「アランマーレ」のブランドロゴ、チームロゴ、マスコット、選手の肖像権の利用は使用できないものとする。

第16条 禁止事項

甲は、次の行為を行わないものとする。

- (1) 乙又は第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の甲になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 乙又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 乙又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
- (7) 本会の運営を妨げるような行為
- (8) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
- (9) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第17条 解除

1. 甲または乙が、以下の各号のいずれかに該当した場合には、相手方是何ら通知・催促を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、本項による解除は、損害賠償の請求を妨げるものではないものとする。
 - (1) 本契約のいずれかの条項に違反し、かつ、当該違反を是正するように書面により催告したにもかかわらず、催告後相当期間内にこれを是正せず、または、当該違反の是正が不可能であることが客観的に明らかとなるとき
 - (2) 支払不能若しくは支払停止となったときまたは銀行取引停止処分がなされたとき
 - (3) 破産、会社更生、特別清算、民事再生その他これらに類する手続開始申立てがなされたとき、または自らそのいずれかを申立てたとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他の処分を受けたとき
 - (5) 本契約にかかる事業の全部または重要な一部を第三者(自らの子会社または関連会社を除く)に譲渡したとき
 - (6) 事業の停止または廃止をしたとき、または、所轄の行政機関等により業務停止処分を受けたとき
 - (7) 解散の決議を行い、または、解散命令を受けたとき(合併に伴って解散する場合を除く)
 - (8) その他著しい背信行為があったとき
2. 前項の通知は、通常到着すべき時に相手方に到着したものとみなす。
3. 甲または乙が第2項に基づき本契約を解除し、相手方に損害が生じた場合でも、本契約を解除した当事者は何らの責任を負わないものとする。

第 18 条 退会

1. 甲は随時、第 23 条の問い合わせ先より所定の手続を行うことで、本会を退会することができるものとする。
2. 甲は甲でなくなった場合、乙は会員が営業する店舗ごとに会員特典の停止をすることができ、甲は受領した入会特典を返却または破棄しなければならないものとする。

第 19 条 本規約の内容及びサービスの変更・終了

1. 乙は変更内容および変更の時期を周知することにより、本規約を変更することができるものとする。
2. 乙は、乙の裁量で本会を終了し、サービスの提供を中止することができるものとする。

第 20 条 通知

乙からの通知は、乙が当該事項を公式サイト上に掲示または乙が甲の連絡先に郵便または電子メールを発信することにより効力を生じるものとする。甲は通知後も本サービスの利用を継続する限り、変更を承諾したものとみなされる。

第 21 条 反社会勢力の排除

1. 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲は、乙が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、乙に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。

4. 甲は、前項により本契約を解除した場合には、これにより乙に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、乙はこれを了承します。

第 22 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第 23 条 お問合せ先

本会、本規約についてのお問合せは、以下宛先に連絡する。但し、乙の公式サイトで問合わせ先の変更を告知した場合は、変更後の宛先に連絡する。

〒010-1633

秋田県秋田市新屋島木町 1-172

株式会社プレステージ・インターナショナル

アランマーレ秋田 SHIP MATE SHOP 担当

電話番号：018-888-9497

電子メールアドレス：team@aranmare.jp

附則 1. 本規約は、2025 年 5 月 1 日から施行する。